

岩手県世界遺産保存活用推進協議会記録＜会議等の概要＞

1 日 時 平成 31 年 3 月 22 日（金）11：00～12：00

2 場 所 岩手県庁 12 階特別会議室

3 開会〔事務局〕

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」を開催いたします。

本日は、会長が所用のため不在となっておりますので、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」設置要綱第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、副会長が会長の職務を代理。

それでは、開会にあたり副会長であります、高橋岩手県教育長から、御挨拶申し上げます。

4 あいさつ〔副会長（教育長）〕

皆さんこんにちは。ただいま紹介にありました、本協議会の副会長を仰せつかっております、教育長の高橋でございます。会長に代わりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、年度末のお忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

「平泉の文化遺産」や「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存活用につきましては、それぞれの有する価値や魅力をさらに発信していくとともに、次世代へ確実に継承していくため、その価値をよく理解し、目指すべき方向を共有していくことが必要だと考えております。

資産を適切に保護し、将来に伝えていくため、本協議会の果たす役割が極めて大きいです。

世界遺産「平泉」については、拡張登録に向け、関係市町と県が連携し、調査研究を進めてまいりましたが、引き続き、密接に連携を図りながら、その実現に向けて取り組む。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」につきましては、来年度の推薦候補として、本年度の文化審議会の答申内容が引き継がれることとなっておりますので、進捗状況等を確認した上で、ユネスコへ推薦される見込みということで、実現に向けて力を入れて取り組んでいくということ。

すでに登録された資産を適切に保全していくことに加え、「平泉の文化遺産」の拡張登録及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」の登録実現には、委員の皆様とともに、遺産の適切な保護に向け様々な課題を解決し、条件を整備していくことが重要となりますので、皆様方より一層の御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、今年度の各部会において検討した事項について、協議いたしますので、委員の皆様方には、忌たんのない御意見をよろしくお願いいたします。簡単ではございますけれども開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〔事務局〕 それでは、議事に移ります。

議事につきましては、副会長であります高橋教育長に議長をお願いいたします。

5 議事

(1) 要綱改正

岩手県世界遺産保存活用推進協議会設置要綱の一部改正について

〔副会長（教育長）〕

それでは、暫時議長を務めさせていただきますので、議事の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

い申し上げたい。

はじめに、4（1）「要綱改正 岩手県世界遺産保存活用推進協議会設置要綱の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕 文化スポーツ部文化振興課の中里と申します。よろしくお願いします。

まずは、岩手県世界遺産保存活用推進協議会設置要綱の一部改正についてということで、資料1をお開きいただきたいと思います。

平成29年度の組織改編によりまして、世界遺産関連事務が、文化スポーツ部に移管されたことにあわせて、知事を会長、教育長を副会長としたところでございますが、今般、担当する文化スポーツ部長を副会長に追加するとともに、組織再編等にとまなう、組織の名称変更による改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、2ページの新旧対照表を御確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（質疑及び意見なし。）

〔副会長（教育長）〕

それでは、異議が無いということですので、そのように決定することとしたいと思います。

〔副会長（教育長）〕

それでは、ただいまご承認いただきました議案に関係しますけれども、ここからの議事につきましては、新副会長でございます、菊池文化スポーツ部長にお願いしたいと思います。

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

ただいま御承認いただきました、文化スポーツ部の菊池でございます。副会長という職に就かせていただきました。今後におきましても、皆様方の御協力へ、また、いろいろなかたちで力をあわせて、世界遺産の保存活用に向けしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここからは私が議事を進行させていただきます。進行につきましても、皆様方ご協力をよろしくお願い申し上げます。

(2) 報告 ①世界遺産の動向について

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

それでは、4（2）「報告」に移ります。世界遺産の動向について、事務局に説明させます。

〔事務局〕 文化スポーツ部文化振興課、世界遺産担当佐藤でございます。

資料2をご覧くださいと存じます。

本年度の世界遺産の動向をまとめてご報告させていただきます。世界遺産委員会でございますけれども、2018年6月にバーレーンで第42回世界遺産委員会が開催されまして、新たに19件（文化遺産13件、複合遺産3件、自然遺産3件）が登録されまして、現段階で1092件が世界遺産となっております。日本としましては、長崎県、熊本県の「長崎と天草地方の潜伏キリシ

タン関連遺産」が、評価基準(iii)潜伏キリシタンの宗教的伝統が評価されまして、世界遺産に新規に登録されたところでございます。

一方、保全状況でございますけれども、全体で138件が審査されているところでございまして、特に注目すべき内容としましては、「ストーンヘンジ」がございました。下のほうに図がございますけれども、ストーンヘンジが真ん中にございまして、その間に破線があります。これはストーンヘンジに近接する道路が、交通渋滞を引き起こすということで、トンネル化を図るというものでございましたが、委員会におきましては、このトンネルでも短いのではないかと、要するに出入り口がストーンヘンジに近すぎるのではないかとというのが意見としてありまして、継続して検討されているところでございます。

今後の予定としましては、6～7月の第43回世界遺産委員会におきまして、大阪府「百舌・古市古墳群」が審議される予定となっております。なお、2020年におきましては自然遺産の「奄美大島、徳之島、沖縄本島北部及び西表島」が審議される予定となっております。

(質疑及び意見なし。)

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

それでは、議事を進めさせていただきます。次の説明をよろしくお願いいたします。

②「平泉の文化遺産」

〔事務局〕

同じく資料2の2ページからをご説明させていただきたいと思います。まず②「平泉の文化遺産」の ア 「経過」 でございますけれども、(1)「拡張登録に関する事項」といたしまして、「平泉の文化遺産」世界遺産拡張登録検討委員会、これは3月予定となっておりますが、明日土曜日に東京において開催する予定としてございます。それから拡張登録に係りまして、担当者によるワーキングを10回ほど実施しているところでございます。

保存管理等に関しましては、この推進協議会の部会を構成してございます、保存検討部会を2度、活用検討部会を1回、ガイダンス施設整備検討部会を2度開催しているところでございます。

(2)イ 「平泉遺跡群調査整備指導委員会」につきましては、平泉の世界遺産、遺跡等に対する専門的・学術的立場から指導いただくものでありまして、2度開催してございます。

3ページにお移りいただきまして、県と市町との担当者連絡会議を9回開催しまして、包括的保存管理計画の改定等を議論してございます。

主な実施事業といたしましては発掘調査、「無量光院跡、柳之御所遺跡」と書いてございますが、その他に拡張を予定しております骨寺村荘園遺跡ですとか長者ヶ原廃寺跡等についても、発掘調査を進めているところでございます。普及啓発事業としまして、平泉文化フォーラムを奥州市で開催してございます。

3「保存管理に関する特記事項」でございますが、第35回世界遺産委員会2011年(平成23年)に平泉が登録された際に、無量光院と中尊寺の庭園の修復計画を提出しなさいという決議がされてございまして、それを提出していたわけでございますが、昨年7月にイコモス、ユネスコ世界遺産センターから回答がございまして、現在国と協議をしながら対応のほうを進めているところでございます。

4 ページでございます。2011 年の世界遺産委員会決議につきましては、大きく 5 項目の指摘事項があったわけでございますけれども、その 1 からその 5 までご覧いただければと思います。「b) その 2」それから「c) その 3」のアンダーラインのところでございますが、これにつきましては今回英語の和訳を見直しまして、より適切な表現とさせていただいたところでございます。対応内容につきましては、2012 年決議に伴いまして、包括的保存管理計画で対応していたところでございます。

5 ページでございます。②ウ「保全状況報告書」でございますが、この保全状況報告書というのは、世界遺産に登録されたものにつきまして、毎年度文化庁のほうから年度末に自治体に対し報告が求められているものでございます。既に 3 月 15 日に提出済みでございます。その内容につきましては、年度明けの国の文化審議会の世界文化遺産部会に報告されまして、その後文化庁のホームページで公開されるという流れになってございます。2 点程、今年度新たに変更があった部分ですけれども、特に遺産影響評価を受けている事業につきましては、その遺産影響評価の指摘事項を踏まえてそれに対応している旨を保全状況報告書に記載して欲しいということが 1 点でございます。それからもう 1 点でございますが、これは先ほど申し上げたことと重複しますので、省略させていただきます。全文については、別冊 3 のほうでございますが、この内容につきましては既に部会において了承されたものでございます。

6 ページでございます。同じように、暫定リストに記載されている、拡張登録の部分というようにご理解いただければよろしいかと思うのですが、毎年度準備状況の進捗について文化庁から県に対して報告が求められているものでございます。流れは保全状況報告書と同じでございます。(2) のところでございますけれども、平成 29 年 7 月の文化審議会において、6 項目の課題が示されているところございまして、1 番から 7 ページの 6 番までの 6 項目の課題が示されておりまして、主にそれにどのように対応したかというようなあたりを準備状況報告書として報告したところでございます。特に、7 ページの 5 番、6 番のあたりですけれども、5 番の「拡張予定の構成資産」、柳之御所におきましては発掘調査の成果がありまして、遺跡と金色堂を結ぶ道の延長が確認されたこと。それから 6 番につきましてはこの後ご協議いただく予定にしておりますけれども、緩衝地帯の保全について一関市及び奥州市の景観計画が改定されまして、保護が図られたというようなあたりを重点的に記載させていただいたところでございます。

8 ページでございます。8 ページは、2011 年の決議の中にもございました、「遺産影響評価」でございます。遺産影響評価につきましては先ほど申し上げましたように 2012 年の包括的保存管理計画の改定に伴って運用しまして、何件か評価を進めているところでございますが、評価の方法あるいは手続きにあたって、いろいろ課題も出ていることから現在部会等を中心に見直しを進めているものでございます。(3) には現在どういう議論があるかというところを記載させていただいております。その結果今年度、遺産影響評価の要領の改定まではいたらずに、継続検討としたものでございまして、当面する開発行為については現行の遺産影響評価の実施要領に基づいて実施していきたいと考えているところでございます。2 (3) でございますが、評価の対象とする事業の基準、評価指標の作成等の課題については、部会員、特に平泉保存検討部会各部会員において研究を行って、検討を継続していきたいというふうに考えているところでございます。ここまでの説明は以上でございます。

(質疑及び意見なし。)

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

それでは、次の項目に移ります。事務局お願いします。

③「北海道・北東北の縄文遺跡群」

〔事務局〕

それでは引き続きまして、資料2の9ページをお開きいただければと思います。「北海道・北東北の縄文遺跡群」の経過でございます。冒頭、副会長のほうからも御挨拶ございましたけれども、現在、「北海道・北東北の縄文遺跡群」につきましては、来年ユネスコに推薦するというところを目標に作業を進めているところでございます。

今年度につきましては、文化遺産としては、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が推薦候補とされたわけでございますけれども、国としましては自然遺産のほうを優先するという考え方がございまして、自然遺産のほうが優先されたということでございます。1年に1件しか推薦できないというようなこともございまして、このような状況になってございます。なお、来年度推薦されるための課題としまして、小さく5項目ほど示させていただいてございますけれども、このような課題について、進捗を確認した上で、推薦するというような段階になっているところでございます。

2番の会議等の開催状況でございますが、推進本部につきましては本年度は書面協議により実施しているところでございます。推進本部は知事及び教育長が副会長になっているものでございます。それから②の推進会議でございますが、これは具体的に事業、事務を進めていく会議でございまして、各道県、市町の世界遺産の課室長等がメンバーになっているものでございます。

10ページでございますけれども、推進会議を2回開催してございます。（2）「主な実施事業」としましては、「推薦書案作成事業」これを継続していくということと、「普及啓発に関する事業」アからオまでございますけれども、4道県でこのような活動を実施しているところでございます。

3「保存管理体制」でございますが、保存活用協議会、本県の保存活用協議会の4道県版といえますか、それにつきましては、現在暫定的に運用しているようなかたちになってございまして、国からユネスコへ縄文遺跡群が正式に推薦されるというようなことが決定して組織として立ち上がるというような流れになってございます。あわせまして、その管理計画についても同様なスケジュールになっているところでございます。

4「今後のスケジュール」でございますけれども、来年度のどこかの段階で正式に推薦候補として決定されるというようにみているところでございます。正式に決定されましたら、先ほど申し上げましたような体制の整備を行って2020年2月1日までに推薦書の正式版をユネスコ世界遺産センターへ提出する。その場合に2020年の夏から秋頃にイコモスによる現地調査が行なわれ、2020年の春頃にイコモス勧告、夏頃には世界遺産委員会が開催されまして登録の可否が決定されるというような流れになってございます。

12ページのところでございますけれども、同じように縄文につきましても準備状況報告書を提出したところでございまして、これにつきましては、青森県のほうで取りまとめて提出しているものでございます。それぞれ、文化審議会からの課題にどのように対応しているかというようなあたりを中心に報告しているものでございます。

14ページは、御所野遺跡周辺の保全状況でございますが、今年度、14ページの御所野遺跡の図

面に赤い部分と青い部分がございますが、赤い部分が、いわゆる資産、価値のある範囲でございます。青 3

(3) 協議

ア 「平泉の文化遺産」包括的保存管理計画の改定について

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

(3)の「協議」でございますが、まず、「平泉の文化遺産」包括的保存管理計画の改定につきまして、ご協議申し上げます。中身について、事務局から説明させます。

〔事務局〕

それでは、説明させていただきます。資料3をお開きいただきたいと思います。「平泉の文化遺産」包括的保存管理計画の改定についてでございます。

世界遺産平泉の保存管理活用につきましては、世界遺産登録を目指して、2006年に計画を策定し、これまで、登録の際の指摘に対応しながら、改定を進めてきているところでございます。

今般の改定すべき事業としまして、2のほうにまとめておりますけれども、今般改定いたしますのは、策定主体のこれまで、関係市町の合意を踏まえて岩手県教育委員会として策定していたものを、今回は「岩手県、一関市、奥州市、平泉町」とするというものでございます。次が(2)「緩衝地帯の適切な範囲設定」でございます。第35回世界遺産委員会での指摘を受けまして、この課題に対応するかたちで改定を進めてきておりますが、現在世界遺産となっている平泉の景観を保護し、価値を守るために緩衝地帯の範囲を拡大したいというのが、今回の改定の主眼です。

新規の大規模開発行為（風力発電の風車ですとか、携帯電話のアンテナ等）への対応。

現在の緩衝地帯の外側で高いアンテナですとか風車とかが建設された場合に、景観上のインパクトがあるということで、これを抑制するものでございます。

具体的な範囲につきましては、2ページをお開きいただきたいと思います。2ページの図3にございますとおり、東側に緩衝地帯を拡大しようとするものでございます。山の稜線で現状の緩衝地帯が設定されておりますが、その向こう側まで保護の対象を広げることで、ここの部分につきましては、北側は奥州市さん、南側につきましては一関市さんのそれぞれの景観計画を改定していただき、対応するものでございます。

また、図2の骨寺村荘園遺跡の北側。こちらも稜線の向こう側になりますが、こちらにつきましては今回一関市さんのほうで景観計画を改定をしていただきました。

いずれも、条約上の緩衝地帯とするためには、世界遺産委員会の決議が必要になりますことから、今回は、法令等の規制を強化いたしまして、その準備を整えたというものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、(3)「来訪者管理戦略」でございます。2011年の登録の際に「来訪者に関する管理戦略を適切に定め、実施すること」が決議されまして、それをうけて2015年に戦略を策定していたものでございますが、包括的保存管理計画のほうに盛り込んでいなかったことから、今回その中に盛り込むということでございます。

3「未対応課題の継続検討」でございます。先ほど「報告」のなかでも触れたところでございますが、遺産影響評価の実施方法ですとか屋外広告物にかかる課題、それから経過観察指標の検討、あるいは騒音対策などにつきましては、今回反映させるまでにはいたることはできません。

調整が未了で反映できなかった部分につきましては、今後予定されております拡張登録等の際

に改定ができますように検討を進めてまいりたいというように考えております。

なお、今回の改提案につきましては、「別冊 6」としまして、本冊を配付させていただいておりますので、御確認をいただければと思います。説明は以上でございます。

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

事務局から中身の解説をさせていただいたのですが、これまでいろいろ調整してきた件ではございます。この際特に御発言等あれば、特に関係市町の皆様はいかがでございますか。

（質疑及び意見なし。）

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

それでは、お諮りしたいと思います。この件についても報告ということで、よろしいですか。

ア「『平泉の文化遺産』包括的保存管理計画改定」につきまして、事務局の説明のとおり、原案どおり御承認いただくことでよろしゅうございますでしょうか。

（異議なしの声）

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

ありがとうございます。原案どおりとさせていただきます。

イ 平泉保存検討部会における検討事項について

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

次にイ「平泉保存検討部会における検討事項」につきまして、御協議のほうに移ります。事務局から、御説明をお願いします。

〔事務局〕

はい、それでは「資料 4」をお開きいただきたいと思います。「平泉保存検討部会における検討事項について」ということです。部会の開催状況につきましては、1 ページにまとめているとおりでございます。

先ほど御承認いただきました包括的保存管理計画につきましても、部会の方で検討させていただいたものでございます。

2 ページをお開きください。（ア）「経過観察結果の評価について」でございます。ここにございます経過観察指標につきましては、世界遺産の顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性のある項目について指標といたしまして、毎年測定をして管理をしているものでございます。

その結果、今後注意すべき点はあったものの、全体的に大きく懸念される項目はなかったことから本内容をもちまして平成 30 年の経過観察とさせていただきたい。

経過観察の詳細につきましては、「別冊 8」に掲載をしております。

3 ページの（イ）「重大開発行為への対応」についてでございます。

資産に影響を及ぼす可能性のある重大な開発計画につきましては、2011 年 6 月の世界遺産登録の際の決議に基づきまして「遺産影響評価」を実施してきているところでございます。

現在の実施方法でございますが、「遺産影響評価」は、世界遺産の保存管理に係る有識者委員会であります「平泉遺跡群調査整備指導委員会」に諮りまして影響評価を行っていただき、この協議会におきまして影響軽減のための必要な調整を行っているという状況になります。

なお、資産に重大な影響を及ぼす可能性を残すものにつきましては、ユネスコへ報告。

3 ページの（ウ）「評価（抄）」に記載をしていますとおり、評価対象になりましたのは、今年がガイダンス施設の建設でございました。ガイダンス施設の建設につきましては、「平泉」の世界遺産の顕著な普遍的価値に影響を与えないと評価されたものの、柳之御所遺跡内の県道のあり方について御意見を頂戴したところでございます。これにつきましては平成 30 年 11 月 28 日に開催いたしました平泉保存検討部会におきまして、（エ）に記載しております、関係機関で構成する協議の場を設置をいたしまして、県道相川平泉線のあり方に関する役割分担等の確認と今後の具体的対策について、現在協議をすすめているところでございます。

協議におきましては、

- ・ 県道による柳之御所遺跡の南北の分断が緩和されること。
- ・ 周辺の景観が改善されること。
- ・ 車両の交通量が低減され、騒音等が緩和されること。

を考慮いたしまして、今後あり方を検討していくこととしております。

5 ページをお開きいただきたいと思います。5 ページ（ウ）『「平泉の文化遺産」保存管理アクションプラン』の進捗状況についてでございます。

保存管理に関する取組ですとか事業につきましては、アクションプランということで、とりまとめを行いまして、進めているところでございます。

保存管理アクションプランについては、2012 年版包括的保存管理計画記載のものを、アクションプラン部分のみ 2014 年度に改定して運用中。

詳細は「別冊 9」の A3 版でお配りをしているところでございますが、資料 5 ページに取りまとめてありますとおり、未実施の事業が 2 つほどございますが、その理由につきましては、表の下のところを書いてありますとおり、雨天の影響あるいは調整中によるものということでございまして、その他の事業につきましては、順調に進捗しているという状況にございます。

保存検討部会の取り組みの状況につきましては以上でございます。

（質疑及び意見なし。）

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

それでは、お諮り申し上げます。「平泉保存検討部会における検討事項について」事務局の説明のとおり御承認いただけますでしょうか。

（異議なしの声）

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

ウ 平泉活用検討部会における検討事項について

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

次に議題移りまして、ウ「平泉活用検討部会における検討事項」について、御協議に入ります。
事務局から、説明をお願いします。

〔事務局〕

はい、県南広域振興局の菊地と申します。部会長に代わりまして、私のほうから、平泉活用検討部会の活動状況について御説明させていただきます。

お手元の資料5をご覧くださいと存じます。

平泉活用検討部会はここに記載のとおり、平成31年3月1日に奥州地区合同庁舎におきまして、部会が開催された状況でございます。

部会では、「平泉の文化遺産」の活用に係る進捗の状況について、各部会員から報告が行われまして、アクションプランに基づく活動の状況等が確認されたところでございます。

協議の結果といたしましては、「平泉の文化遺産」の活用に係る大きな問題はなく、協議内容はすべて了承されたという状況でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうに、総括表といたしまして、「平泉の文化遺産」活用新アクションプランの進捗の表を記載してございます。平成30年度の事業につきましては、3つの区分ございますが、「魅力ある地域づくり事業」関連事業が26事業、「旅行市場の拡大と平泉からその先への波及促進」が34事業、「地域経済の活性化」が14事業、3つの事業分野を合計いたしまして、74事業が実施対象とされておりました。

ここに記載のとおり、対象事業74事業についてすべての事業が予定どおり実施され、未実施事業はなく、順調に推移している状況でございます。

なお、各部会員さんのほうから、報告された主な取組としまして、いくつか御紹介させていただきますと、一関市さんからは、昨年4月に発足いたしました、平泉一関DMOの活動から、観光客を対象として実施いたしました、消費動向調査のアンケートの状況等が報告され、「平泉の文化遺産」の活用に関する取組の状況等が共有されたところでございます。それから平泉町さんからは、昨年6月に開催いたしました、「世界遺産祭」の活動の状況が報告されるとともに、近年の訪日外国人の増加をうけて、広域で取り組んでおります、二次交通対策の状況などが報告されたところでございます。また奥州市さんのほうからは、近年取り組んでおられます、台湾プロジェクトを中心とするインバウンド施策等の取組が報告されたところでございます。

また、県南広域振興局からは、世界遺産平泉等を中心に現在取組を展開しております、教育旅行の取組等を紹介させていただいたところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

活用のほうはいろいろ取り組んでいただいていますか、盛り上がりといいますか、特にインバウンド、リピーターにつながれば良いなと思っています。台湾の取組とか本当につながっていけば良いなと思っているところですが。何かこの際ございますか。

（質疑及び意見なし。）

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

それでは、この案件につきまして、事務局の説明のとおり御承認。

(異議なしの声)

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

ありがとうございます。御承認いただきました。

エ 縄文保存活用検討部会における検討事項について

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

それでは次の議題、エ「縄文保存活用検討部会における検討事項について」ということでございます。事務局、説明をお願いします。

〔事務局〕

はい、それでは御説明させていただきます。資料6をお開きいただきたいと思います。「縄文保存活用検討部会における検討事項について」ということで、まず、部会の開催状況につきましては1に記載のとおりでございます。

次に（ア）「史跡、緩衝地帯及び景観の保全状況」についてでございます。地下遺構の保護、そして自然災害による影響、定点観測の結果、新たな景観阻害要因等の発生等について、特に新たな課題は認められなかったことから、適切な価値の保全が行われている状態というふうに把握をしているところでございます。なお、資料の（ア）エにありますとおり、平成25年から一戸町さんにおいて、景観条例が施行されまして、景観計画区域内で、同条例に定める行為を届け出ることを義務付ける等の管理を行っておりまして、今年度は14件の届出があったという報告をいただいているところでございます。次に2ページをお開きいただきたいと思います。アクションプランの実施状況についてでございます。御所野遺跡の保存活用に関する取組に係るアクションプランにつきましては、こちらにつきましても「別冊9」に詳細をまとめているところでございますが、総括表で大変恐縮なのですが資料6の2ページに取りまとめておりますとおり、すべて実施済みということで、保存活用に関する事業を順調に実施をしたということを報告。

以上で説明を終わります。

(質疑及び意見なし。)

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

ありがとうございます。それでは、御諮りしたいと思いますが、報告のとおりとさせていただくことでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なしの声)

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

ありがとうございます。では、縄文保存活用検討部会につきましては説明のとおり御承認いただいたということで、次に進めさせていただきます。

オ 平泉ガイダンス施設整備検討部会における検討事項について

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

それでは次の議題、オ「平泉ガイダンス施設整備検討部会における検討事項について」、事務局から説明させます。

〔事務局〕

はい、それでは資料7をお開きいただきたいと思います。「平泉ガイダンス施設整備検討部会における検討事項について」ということでございます。部会の開催状況につきましては資料7の1に記載のとおりとなっております。

2の「ガイダンス施設整備事業概要・スケジュール」でございますが、平泉のガイダンス施設につきましては、世界遺産平泉をガイダンスする中核的施設の位置付けでございまして、追加登録を想定しております遺跡も含めて紹介をすることにしております。また、建設場所が史跡柳之御所公園内に位置いたしますこともございまして、柳之御所遺跡のガイダンスを兼ね整備を進めているところでございます。

スケジュールにつきましては、2021年度の供用を目指しまして、来年度以降建物の建設、そして展示の制作を進めることとしてございます。

次からはA3版の資料になりまして、大変恐縮でございますが、A3版の資料を開きながら、説明を聞いていただきたいと思います。まずは右下に小さく「2」と書いております、2ページの資料でございます。こちらの配置図でございますが、こちらは資料の下側が「道の駅平泉」となっておりまして、現状の横断歩道ですとか、入口とかは変わっておりません。

道路とガイダンス敷地との間の緑色に着色した部分につきましては、平泉町のデザイン会議、景観審議会に相当する会議でございますが、こちらのほうからの御意見を頂戴いたしまして、前庭を設置するということにしているものでございます。配置図はこのようになっております。

3ページをお開きください。3ページは平面図でございます。右側のななめになっているところが平泉のガイダンス部分、そして左側のところが調査、研究ですとか柳之御所遺跡からの遺物の収蔵施設ということで整理をすすめております。

4ページ、5ページにパースイメージを掲載しております。こちらの方で大分建物のイメージを持っていただけるというふうに考えますが、これにつきましては、道の駅平泉と同じような建物となるように、屋根ですとか、壁等の色、素材に配慮しているところでございます。また、資産からの眺望に影響を及ぼさないように、樹木等の植栽などにも配慮いたしまして、また、外側には県産材の活用も検討しているところでございます。

6ページをお開きください。6ページにつきましては展示の基本方針になります。

誰もが世界遺産平泉の歴史・文化とその魅力に触れ、「平泉」への導入として訪れた人の心に残る展示をするということで、進めているところであります。資料下に4点ほど書いておりますが、展示演出につきましてはこの4つの視点を持って検討を進めております。

7ページをお開きください。7ページにはテーマの構成・演出の考え方をまとめております。インフォメーションの次に、展示につきましては、Aプロローグシアター、B平泉の世界、C政庁、柳之御所と奥州藤原氏により構成をしまして、体験展望などを工夫する予定としております。これにつきましては、

8ページ、そして、9ページのほうにゾーニング図を掲載しております。先ほど申し上げました、テーマ構成に従いまして、展示をゾーニングして現在のところこのようなかたちで展示を行うということで、進めているところでございます。

10ページ、11ページには、その展示のイメージを持っていただくためのイメージ図を掲載しております。インフォメーションからプロローグシアター、そして平泉の世界、そして柳之御所遺跡と奥州藤原氏ということで、このようなイメージで現在検討を進めておりますので、御確認をいただければと思います。説明は以上でございます。

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

はい、ガイダンス施設の関係でございました。これはいろいろ、専門家、有識者委員会等のご意見もいただきながら、また関係市町さんとも御協議しながら、コンセプトそして詳細設計と今進めている状況でございますが、概ねこのようなイメージで進めようとするものでございます。この際何か御確認や御意見等ございましたら伺おうと思いますが、いかがでございましょうか。

（質疑及び意見なし。）

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

では、この議案「オ 平泉ガイダンス施設整備検討部会における検討事項」につきまして、原案のとおり御承認いただくことでよろしゅうございますか。

（異議なしの声）

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

ありがとうございます。御承認いただきました。

カ その他

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

それでは協議事項としては、カ「その他」ということでございます。皆様方から何かこの際、御協議ございましたら、お願いしたいところですが。

（発言なし。）

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

ありがとうございます。それでは次に進めさせていただきます。

(4) 情報提供 市町の各委員から

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

議題(4)「情報提供」ということでございますので、本日お忙しい中ご出席いただいております各市町の委員の皆様から、様々な状況があると思うのですが、この際情報提供いただければと思います。順に私のほうから御指名させていただいて、と思います。

一戸町の臼井副町長さんからお願いします。

〔一戸町〕

一戸町副町長の臼井でございます。日頃、協議会の皆様の御協力もいただいて、縄文遺跡群の世界遺産登録に向けて進めさせていただいて、大変感謝しております。

昨年の今時期と状況が変わりまして、大分具体的な登録の時期が見えてきたなというふうに考えておりまして、町のほうでも、しっかりと登録に向けた取組、それから登録後のおもてなし等に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えております。具体的には、これまでの機運醸成の取組については、より加速して進める必要があるということで、来年は、世界遺産登録を祈念するイベントですとか、シンポジウムだとか、そういったものを、これまでよりも拡大するかたちで進めて行きたいというふうに考えているところと、それから、観光客、遺跡に来ていただく方をおもてなしする対応といたしましては、英語ガイドをはじめとしたボランティアの養成、それからハード的な面では駐車場誘導看板といったものをしっかりと整備していきたいというふうに考えております。

少し長期の、登録後まで見据えたかたちとしましては、拠点になるような近隣の施設ということで、国道4号線に道の駅をぜひ整備したいということで、岩手河川国道事務所さんとも御相談させていただきながら、検討を進めているところでございます。これについては、登録にあわせて開始できるかというとなかなかそれは厳しいところもございまして、登録が順調に進んだ場合に、しっかりと注目を浴びることを想定しておりますので、そういった方々をおもてなしするような暫定的な対応というものも、御所野遺跡の近くで考えながら進めていかなければならないということでここ数年の取組を計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

ありがとうございました。では次に平泉町の齋藤副町長さん、お願いいたします。

〔平泉町〕

平泉の齋藤でございます。まず、ガイダンス施設ですけれども、大分かたちが見えてきましてですね、平成31年度から躯体工事に入るということで、待ちに待った施設でございまして、今、かなりいい物が出来るのだなと思って、初めて具体的な内容を見ましたので、本当にありがとうございましたと言いたいと思います。ありがとうございました。

柳之御所遺跡と無量光院の間の部分について、若干史跡指定になってない部分があるのですが、その部分が、繋がりがあ部分ですので、国の文化審議会からも指摘されていたのですが、その部分が追加指定されたということになりましたので、やっと原点につながったような格好になりましたので、それがまず、大きな成果があったというふうに考えております。

いずれにしても、追加登録に向けて、いろいろやっではいるわけなのですが、ちょっと足踏みしておりますけれども、これから頑張っていきたいということでございますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

こちらこそよろしくお願い申し上げます。次に一関市さん、お願いしたいと思います。

〔一関市〕

はい。一関市、教育部次長の佐藤と申します。これまで拡張登録の取組に対しまして、県はじめ、奥州市さん、平泉町さん一緒に進めることができて、感謝申し上げます。

平泉の拡張登録につきましては、県市町が引き続き取り組むということで進めております。それぞれの市町の遺跡については、それぞれの市町で調査研究を行っているところでございますけれども、調査研究は調査研究として、世界遺産を目指す構成資産としての研究というところは、なかなか市町独自でというのもいろんな面で難しさというのものもあるのかなというふうに感じているところもありまして、ぜひ県の更なる御指導なり御助言あるいは関係する市町間の相互の連携というのもやっぴりますます必要になるのかなというふうなことをこの一年過ごしている中で感じているところでございます。

それから、世界遺産の拡張登録の取組も、市としてもいつまでもというわけにはいかないだろうというのが、市長以下そういう考えもございまして、これもいずれ専門家の方の御意見も聞きながら進めていかなければならないのですけれども、ある程度の一定の期限というのものも設けながら、言ってみれば、最後のつもりというようなことで全力を傾けていきたい。

それから最近のことでございますが、平成30年度の農林水産祭の「村づくり部門」で、地元「本寺地区地域づくり推進協議会」が天皇杯を受賞いたしましたけれども、これは県のほうには本当に多大な御支援を賜りまして、またこの席で改めて感謝を申し上げる次第でございます。

いろいろありがとうございました。

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

ありがとうございました。拡張登録に向けての取組は今後もよくよく話し合って、やっていかなければならないことだと思いますので、貴重な御意見いただきましてありがとうございます。

では次に奥州市さんお願いいたします。

〔奥州市〕

副市長の及川でございます。私どものほうでは特にございませんけれども、いずれにいたしましても一関市さん、平泉町さんと足並みを揃えて、連携を深めながら、今後の拡張登録に向けての活動を継続していきたいというふうに思っておりますので、県御当局の御指導をよろしく願います。以上でございます。

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

ありがとうございました。それでは、他の出席の委員の方々から何かございますか。

（発言なし。）

〔副会長（文化スポーツ部長）〕 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

(5) その他

「明治日本の産業革命遺産」に係る世界遺産委員会決議と今後の対応に係る報告

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

それでは今度は(5)「その他」に入りまして、事務局から説明いたします。「明治日本の産業革命遺産」関係の報告でございます。よろしくお願いします。

〔事務局〕

資料8というものが1枚付いてございますので、ご覧いただければと思います。「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産であります釜石の橋野鉄鉱山でございますが、この「明治日本」につきましては本協議会とは別に釜石市長を会長とします、地区別協議会がございまして、そちらの方で世界遺産の保存活用について協議しているというようなところでございます。この「明治日本」につきましては2015年（平成27年）に世界遺産となったわけなのですが、宿題としまして8項目出されてございます。

この8項目につきまして、昨年第42回世界遺産委員会までに報告書を提出したわけでございますが、それにもかかわらずまだ更に宿題が出されてございます。それが2番のところでございます。ここの構成資産に影響が無いような来訪者管理戦略を作って提出しなさいというようなこと、それから2番目としましてインフォメーションセンターでございまして、全体のものにつきましては、東京都内に設置するという計画になってございます。それから3つ目の歴史全体のインタープリテーションの関係者間の対話といいますのは、特に日本と資産に関係する諸外国との対話というものを継続しなさいというようなことが決議されているところでございます。

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

最近の釜石関係の状況についての報告でございました。これについて何か御確認ありますか。

（質疑及び意見なし。）

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

よろしゅうございますか。では、他に何か、委員さんからこの際ありますでしょうか。

（発言なし。）

〔副会長（文化スポーツ部長）〕

よろしいですか。それでは特にないようですので、予定していた議事は終了。

盛りだくさんの報告をさせていただきましたし、御協議もさせていただきました。

短時間、1時間しかない中で、御協力いただきまして円滑に議事が進行したものだと思います。

今後につきましても、県及び関係市町さんと連携して、先ほど各市町さんからもお話しありましたけれども、拡張登録の関係などなど、いろいろ調整していくことが多々あります。

これからも、皆で力を合わせて対応していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。では、事務局に、連絡事項あるようですので、お返しします。

〔事務局〕

御協議、ありがとうございました。

最後に事務連絡でございますが、本日の資料につきましては、協議に係る部分につきまして、

岩手県公式ホームページに掲載する予定でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。これをもちまして、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」を終了いたします。本日はどうも、ありがとうございました。

6 閉会